

3月25日開催の総合相談会

生活苦、借金、心の悩みが 多数寄せられる

今回はじめて「労働トラブルホットライン・暮らしとこころの総合相談会」として開催しました（市役所2階講堂での相談会は今回で6回目）。

中国新聞と、「ひろしま市民と市政（3月15日号）」に掲載され、法テラスの事前予約も27枠すべて埋まっており、当日は、面談33件、電話12件、合計45件の相談が寄せられました。

初めての「労働トラブルホットライン」でしたが、チラシ配布が福祉関係中心のためか、昨今の物価上昇等の影響からか、生活苦や借金、心の悩み相談の割合が多くありました。

「通院治療費の支払いがしんどい」「入院代を分割で支払っているが支払いがきつい」「病院代支払いで生活困窮し、食料品などカードで購入するためカードの残高が減らない」「国民健康保険料の支払いが苦しいので生活保護か障害年金のどちらか受けられないか」「昔借りた借金が債権譲渡され、督促状が来たが払えない」「国民年金保険料を滞納している。障害年金を申請するにあたり、滞納分を追納した方がよいか」「フリーランスで働いているが約束した金額が支払われておらず契約書も作成していない」「発達障害について家族に理解してもらえない」といった相談のほか、成人した子ども



の引きこもりと親の生活困窮という8050問題などの相談も寄せられました。

相談内訳

<性別>男性20名・女性26名

<年代>30代 1名・40代 7名・50代 7名・60代 8名・70代 13名・80代 5名・不明 4名

<相談会を知った媒体>法テラス19名・新聞3名・チラシ2名・行政紹介2名・団体紹介2名、インターネット1名

<相談種別>心の悩み12名・生活苦10名・借金7名・相続7名・近隣関係4名・賃貸借3名・離婚3名・医療3名・労働3名・損害賠償2名・家族関係2名・障害年金2名

相談会（3月25日開催）当日から即刻成果！

今回の相談会の大きな成果は、電話による相談から、相談を受けた弁護士が即刻行動し、生活保護の申請にこぎつけたことです。

相談を寄せた広島市に住むAさんは、長年夫と別居生活でした。子供は長年引きこもりの生活という困窮世帯でした。何とか今までは退職金を食いつぶしながらの生活をしてきましたが、これでは今後の生活がなりたたないと生活保護の

申請に行きました。ところが、「夫と離婚していないから保護の対象になりません。」と冷たく断られました。夫は離婚する気はないにもかかわらず、生活費は一切支払ってくれません。離婚の裁判も考えていますが、裁判の費用も準備できません。これでは八方ふさがりです。

困り果てたAさんは、3月25日に開かれた弁護士会主催で反貧困ネットワーク共催の相談

会を知り電話しました。すると対応していただいた弁護士が、「離婚してなくても大丈夫ですよ」と言ってくれ、「事務所に来るように言われました。」しかし、その時には電車賃もない有り様でしたので、その旨伝えると、「分かりました。今から家の近くまでいきますから、近くで待ち合わせましょう」と言ってくれました。その後、区

役所に生活保護の申請を済ませることができました。Aさんは、「申請のときに子供の通帳の記帳ができていなかったのですが、弁護士さんが、私が銀行に行ってきましようと言われ、すぐに記帳をしてくれました。正直言って、こんな弁護士がいることに大きな驚きでした。嬉しかったし、心底ほっとしました。」

家探しに携帯電話必須

数年前から、賃貸アパートの契約には携帯電話が必要になることが増えていました。携帯電話を所持していないと、家賃保証会社との契約ができないからです。特に最近、厳しくなり、賃貸アパート契約が困難なケースが増えています。

シェルター利用者で携帯電話の契約が困難な場合、賃貸アパートの契約ができないため、新しい生活場所を決めることができません。そのため、シェルターの利用を断らざるを得ないことがあります。本人はもちろん、行政や私たち反貧困ネットワークの支援者としても困るため、何らかの対策方法はないか、検討が必要です。

先日、反貧困ネットワークの活動に協力いただいている不動産会社から、携帯電話の新規契約に

必要な費用を、いったん立て替えてもよいという提案を受けましたが、長期間お願いするわけにはいきません。

現在、広島市健康福祉局自立支援課（生活保護担当課）と現状を共有し、協議を重ね、広島市から何らかの貸付を受けられないか要望しています。一刻も早く実現してほしいと強く願います。



カレー食卓

2月のお食卓会は、2月28日（金）ゆいぽーとにて西南ロータリークラブ主催で行われました。当初去年8月に予定されていたのですが、台風という悪天候の為延期となり今回開催となりました。利用者の方々、とても楽しみにされ早くから予約されて当日14名の方が参加されました。（当日体調不良の為に3名程不参加となりとても残念がっていらっしゃいました。）

朝早くからロータリークラブ7名の皆様がすべて用意して下さい、メニューは『カツカレー』でトンカツもとても柔らかくてカレーも大人の味でとても美味しくいただきました。（私達スタッフも、ご相伴にあずかりました。）

利用者の方も、お替わりされたり美味しかったと大変喜ばれていらっしゃいました。



帰りは、おにぎりのお土産まで作って下さいました。いつものお食卓会とは違って、変化があって良かったと思います。ロータリークラブの皆様、本当にありがとうございました。

車の保有めぐる問題で前進 ～厚生労働省通知～

理事 日下 健二

反貧困ネットワークの「会報50号」で紹介した、Aさんのケースの続きです。Aさんは、生活保護は認められたものの、自家用車の保有には、「早期に処分をするように」「通院はタクシーでするように」と条件付きでした。主に仕事と妻の通院に、どうしても自家用車が必要です。何度も区役所生活課ケースワーカーに、仕事ができれば車の維持費も賄えると何度も訴えました。

先日（申請から約4か月）、条件が緩和され車の保有が認められました。これまでは、仕事や通院の「ついでに」買い物をするなどは厳しく禁止されていました。厚生労働省からの通知（令和6年12月25日付け）によって、「ついでに」が認められるようになったのです。

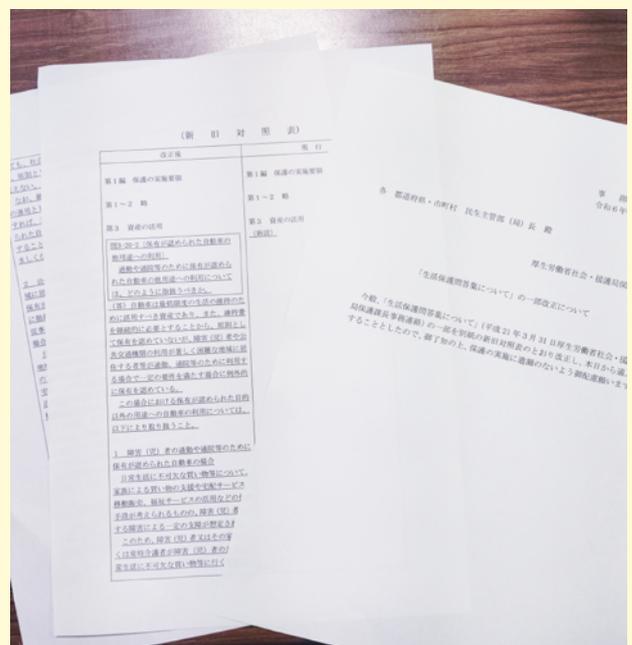
Aさんに届いた通知書には「目的外使用の禁止について」書かれていました。これまで、自家用車を使用した場合は、日時、目的地、距離、ガソリン代をその都度逐一報告するようになっていましたが、報告が不要になりました。

厚生労働省からの通知文書は、全国で裁判が起こされていたのが大きな原動力となっています。これまで、車の保有は認めつつも目的外の使用を禁じていましたが、「ついでに」を認めた画期的な通知です。

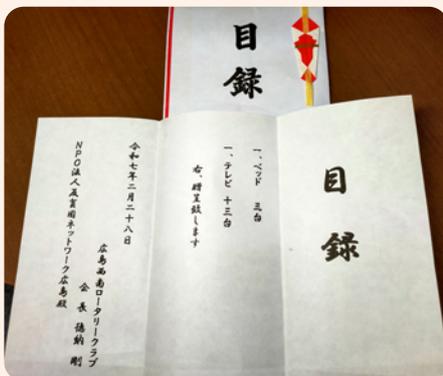
具体的な例として、今までは障害者で通院を認めていても、ついでに帰りにスーパーで買い物などを

することを禁止していたのですが、これでは不合理だと通知文書で改められました。「日常生活に不可欠な買い物等に行く場合について、社会通念上やむをえないものとして車の利用を認めて差し支えない」としました。最後に「遊興のために度々使用することは望ましくない」と釘を刺されており、当然ですが画期的な通知と言えます。

この通知書が出されたことは、市の職員らも喜んでくれました。



共同募金会の御礼



今年1月から3月まで共同募金活動を実施し、3か月間で、228人の方から募金をいただき、目標とする250万円を達成することができました。

この募金はシェルター活動、ほっとサロン活動および居住支援の事業に充てさせていただきます。ありがとうございました。

●広島西南ロータリークラブから、2022年に続いて、ベッド3台、テレビ13台を寄付いただきました。広島市の委託金では、シェルター内の老朽化した家具什器備品を買い替える余裕がないので、本当に助かりました。

●寄付のお願い

- ・米（玄米も可）、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

「困難な問題を抱える女性への支援」

～ 縦割り行政ではなく、関係機関の連携で十分な支援を ～

事務局長 弁護士 寺本 佳代

2025年3月8日（土）、広島市男女共同参画推進センター（通称ゆいぽーと）にて、「困難な問題を抱える女性への支援」と題して、講演会を開催しました。10代から70代まで幅広い年齢で合計20名の方が参加してくださいました。また、同時企画として、3月1カ月間、ゆいぽーと1階ロビーにて、当NPO法人の活動内容とこれまでの歩みを紹介する企画展示も行いました。

私から①女性支援新法が制定された経緯と基本理念を説明し、②広島県が策定した「困難な状況にある女性への支援計画」の内容についてお話ししました。当NPOは、生活困窮者自立支援法に基づいて、性別を問わない困窮者支援に取り組んでいますが、生活困窮の要因には性差があることや、シェルターに助けを求めてくる女性たちへ必要十分な支援を行うためには、縦割り行政の打破や関係機関連携の重要性、間違った平等観念の払拭やトラウマケアの視点が必要であることを指摘しました。

スタッフの成田さんからは、個人が特定されないような形で、これまでの支援事例について紹介があり、参加者からは具体的事例が挙げられたことでイメージがしやすかったといった感想が寄せられました。

参加者の方も、分野は違えど支援の現場で働かれている方が多くいらっしゃいました。この

ような機会を通じて、当NPOの活動をより広く知ってもらい、互いに顔の見える関係づくりをしていきたいと思っております。



反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2025年3月31日まで
(単位：世帯)

年代	男性	女性	合計
10代	9	21	30
20代	196	77	273
30代	316	70	386
40代	401	113	514
50代	349	75	424
60代	234	46	280
70代	114	34	148
80代	16	11	27
不明	16	27	43
合計	1651	474	2125
単身 1973名	夫婦 47名	親子 101名	その他 4名

今後の相談会の予定

・2025年6月3日（火）10時～16時
全国一斉女性の権利ホットライン・暮らしとこころの総合相談会（広島弁護士会主催）
（面談・電話） ※会場 広島市役所2F講堂

・2025年9月11日（木）10時～16時
暮らしとこころの総合相談会（広島弁護士会主催）
（面談・電話） ※会場 広島市役所2F講堂

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15
NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費 2,000円
- 正会員（団体）年会費 5,000円
- 賛助会員（個人）年会費 5,000円
- 賛助会員（団体）年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼



シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ
平日 10:00～17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579
居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで